

静岡県政務活動費の交付に関する規程

(平成 13 年 3 月 30 日県議会告示第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年静岡県条例第 39 号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第 2 条 条例第 5 条に規定する様式は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

会派結成届 様式第 1 号

会派異動届 様式第 2 号

会派解散届 様式第 3 号

(会派の通知)

第 3 条 条例第 6 条に規定する様式は、様式第 4 号(その 1)(その 2)によるものとする。

(交付決定通知の経由)

第 4 条 条例第 7 条の交付決定通知及び変更決定通知は、議長を経由するものとする。

(政務活動費の請求)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項に規定する様式は、様式第 5 号によるものとする。

(収支報告書)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項及び第 2 項に規定する様式は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 政務活動費に係る収支報告について 様式第 6 号(その 1)

(2) 政務活動費収支報告書 様式第 6 号(その 2)

(議長が別に定める書類)

第 7 条 条例第 9 条第 3 項第 2 号に規定する議長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 政務活動費を条例別表に掲げる調査研究費として使用し行われた静岡県外における調査研究活動に係る概要書の写し

(2) 事務所、職員雇用に関する概要書の写し

(収支報告書等の写しの送付)

第8条 議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書等の写しを、様式第7号により知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第9条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第10条 条例第11条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。この場合において、収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月27日県議会告示第4号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県政務調査費の交付に関する規程の規定は、平成20年4月1日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年1月11日県議会告示第1号）

この告示は、静岡県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(平成24年静岡県条例第64号)の施行の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日県議会告示第2号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の静岡県政務活動費の交付に関する規程の規定は、令和3年4月1日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

年 月 日

静岡県議会議長 氏 名 様

会派名

代表者 氏 名

会 派 結 成 届

静岡県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

様式第2号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

静岡県議会議長 氏 名 様

会派名

代表者 氏 名

会 派 異 動 届

静岡県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政 務 活 動 費 経 理 責 任 者 の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異 動 の あ っ た 所 属 議 員 氏 名	(退会議員氏名) (入会議員氏名)	

様式第 3 号（第 2 条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

年 月 日

静岡県議会議長 氏 名 様

会派名
代表者 氏 名

会 派 解 散 届

静岡県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 会派の名称

2 解散した年月日

様式第4号(その1)(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

県議会議長 氏 名

会派の結成状況について

静岡県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、会派の結成状況について下記のとおり通知します。

記

会派の名称				
代表者の氏名				
政務活動費 経理責任者の氏名				
所属議員数				

様式第4号(その2)(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県議会議長 氏 名

会派結成(異動、解散)届について

静岡県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、会派結成(異動、解散)届について下記のとおり通知します。

記

別紙会派結成(異動、解散)届のとおり

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

会派名

代表者 氏 名

年度政務活動費請求書

静岡県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円
但し、 年 月分（所属議員数 名）

様式第 6 号(その 1)(第 6 条関係) (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

年 月 日

静岡県議会議長 氏 名 様

会派名

代表者 氏 名

年度政務活動費に係る収支報告について

静岡県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項(第 2 項)に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入
政務活動費 _____ 円

2 支 出
(単位: 円)

項 目	支出額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 費		
事 務 所 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余
_____ 円

様式第7号（第8条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県議会議長 氏 名

政務活動費収支報告書等(写)の送付について

静岡県政務活動費の交付に関する規程第8条の規定により、
年度政務活動費収支報告書等の写しを別添のとおり送付し
ます。